

質問の区分	質問内容	回 答
汚れを落とす目安	ポテトチップスの袋や納豆のパック、ドレッシング容器など汚れが落ちにくいものはどうしたらいいですか。	汚れを落とすのが難しいものは可燃ごみとして出してください。汚れを落とすために資源を多量に使用する必要はありません。 また、柔軟剤の詰替用パウチなど、においが取れないものも可燃ごみに出してください。
収集対象外品	プラマークがついている収集対象外品はどのように捨てたらいいですか。	今までどおり可燃ごみに出してください
対象品の判別	弁当についている箸やスプーンなどもプラスチック製容器包装の対象ですか。	箸やスプーンなどは可燃ごみに出してください。 箸やスプーンなどが入っていた袋は、プラスチック製であればプラスチック製容器包装に該当します。プラマークがついているかどうかで判断してください。
	袋の裏側がコーティングされているものもプラマークがついていればプラスチック製容器包装の対象ですか。	プラマークがついていればプラスチック製容器包装の対象となります。
	プラマークの近くには書いてある「PP」や「PE」などの記号は分別に関係ないのですか。	使用しているプラスチックの素材を表す記号で、プラスチック製容器包装の識別には関係ありません。プラマークの有無で判断してください。
出し方	発泡スチロールと食品トレイの出し方はどのようにになりますか。	発泡スチロールと食品トレイは他のプラスチック製容器包装と一緒に透明または無色半透明の袋に入れ、登録しているごみ集積所に出してください。大きいものは割ったり切ったりして入れるか、袋に入らないときは粗大ごみに出してください。 各地区にある発泡スチロールの集積所では収集しなくなります。
	プラスチック製容器包装以外の可燃ごみの出し方は今までと同じですか。	プラスチック製容器包装の分別は、可燃ごみから資源として収集できるものを抜き取るというイメージです。可燃ごみとして排出するならば出し方は今までと同じです。
	集積所に出せる時間は決まっていますか。	ほかの集積所に出しているごみと同じです。収集日当日に、朝8時までに集積所へ出してください。
	プラスチック製容器包装は1回は何袋まで出せますか。	プラスチック製容器包装は資源として収集するので、1回に出せる袋の数に制限はありません。
袋への入れ方	プラスチック製容器包装は違う素材でも全て同じ袋に入れてしまってもいいのですか。	プラマークがついているものは全て同じ袋に入れて排出できます。外していただいたノズルやキャップもプラマークがついていれば、同じ袋に入れてください。大きいものは割ったり切ったりして入れることができます。 出すときは、袋から出ないようにきちんと口をしぼって出してください。
	プリンやヨーグルト、豆腐の容器などを、重ねて入れてもいいのですか。	重ねて入れても大丈夫です。
透明袋(形状)	袋が破れたときはどうしたらいいですか。	袋の中の大部分が見えるのであれば、破れた部分をテープで補強して出すことができます。 大きなごみを切って袋に入れるときは、切り口が鋭利にならないよう配慮をお願いします。
	透明または無色半透明で中が見えれば、スーパーなどでもらったロゴ入りの袋も使えますか。	透明または無色半透明であっても、ロゴ入りの袋の使用はお控えください。
	プラスチック製容器包装を入れる袋の形状に指定はありませんか。	透明または無色半透明で容量(20ℓ～45ℓ)が合っていれば袋の形状や厚さの指定はありません。
透明袋(入手方法)	透明または無色半透明の袋はどこで入手できますか。	ホームセンターや百円均一ショップ等の小売店で購入できます。また、すでにご家庭にある袋を使用いただいても結構です。
透明袋(記名)	プラスチック製容器包装の袋に記名はしなくていいのですか。	指定袋ではないので記名欄がなく、記名をする必要はありません。 プラスチック製容器包装は、新たに分別の手間をかけていただき、資源として収集するものなので、極力皆様の負担を減らすためにも袋を指定せず、無記名とする取り扱いとしました。
残置対応	警告シールを貼られたごみ袋が残置された場合、どうしたらいいのですか。無記名では排出者の特定ができないのではありませんか。	基本は排出者が回収し、警告されたことを改善して次の収集日に再度出してください。中が見える袋のため、無記名でも排出者本人には自身のものであるかの確認は可能であると考えております。 また、排出者が回収せず、誰のものかわからないごみ袋が次の収集日まで集積所に残置されている場合は、お手数ですが市へご連絡ください。 なお、集積所の管理を円滑にするため、利用者間で任意に記名をする運用をいただいても差し支えありません。(プラスチック製容器包装の袋は記名があっても収集します。)
今後の周知方法	市民へ新しいごみの捨て方を、どのように周知していくのですか。	令和8年度末に、全世帯へ資源物収集日程表、分別ポスター、分別の手引きを配布します。また、広報誌、市SNS、市HP、イベントなどで随時情報を発信していきます。 転入・転居の届出をされた方には、その都度環境課でごみ集積所の確認及び登録と、ごみの捨て方の説明をしており、今後も継続していきます。
集積所管理	新たにプラスチック製容器包装の収集日が増えると、集積所の管理が大変になってしまうのではありませんか。	プラスチック製容器包装と可燃ごみが混在し、収集の過程で混乱が生じないよう、現時点では収集日を分けることとしています。ごみ集積所は利用者管理が原則となっています。収集日が増えることでお手間が増えることは申し訳ございませんが、お互いにきれいに使えるよう利用者同士で協力して管理をお願いします。
収集後のリサイクル方法	集めたプラスチック製容器包装はどのようにリサイクルされるのですか。	集めたプラスチック製容器包装は、容器包装リサイクル協会に登録しているリサイクル事業者に出荷をします。リサイクル事業者は毎年の入札で決定され、リサイクルの方法は落札した事業者によるため、市から指定はできません。 今までの入札結果やリサイクルの方法などは、容器包装リサイクル協会のホームページで公表されています。
	プラスチック製容器包装をリサイクルすることで、どんなメリットがありますか。	市への直接的なメリットとしては、環境センターの改修やゆくゆくの建て替え時に、国から補助金が出る場合がありますが、メリットを抜きにしても、そもそも、国全体としてプラスチックの再資源化を促進し資源を守っていくことが求められているなか、市としてプラスチックの再資源化に取り組む姿勢を見せる必要があります。